

裁判官  
認 印



### 検 証 調 書

事件の表示	平成22年(モ)第53号
期 日	平成23年2月8日 午後1時30分
場 所	茨城県取手市本郷二丁目1番1号 茨城県厚生農業協同組合連合会総合病院取手協同病院
裁 判 官	水戸地方裁判所龍ヶ崎支部 三 輪 篤 志
裁判所書記官	古 川 厚 子
出頭した当事者等	申 立 人 [REDACTED] 申 立 人 [REDACTED] 申立人ら代理人 渡 辺 博 申立人ら代理人 石 丸 信 申立人ら復代理人 大 谷 玲 奈 相手方立会人 佐 藤 長 典 (取手協同病院 専従リスクマネージャー) 相手方立会人 山 本 祐 美 子 (取手協同病院 4階南病棟看護師長)
手 続 の 要 領 等	
複写紙661枚添付	
第1 検証の目的物 別紙検証物目録記載のとおり	
第2 検証によって明らかにする事項 上記検証物目録記載の各文書等の記載・記録内容	
第3 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">申立ての一部取下げ</span>	
申立人ら	
1 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">本件提示命令の申立てを取り下げる。</span>	

- 2 検証の目的物となっている各文書等中、写真及び動画部分については、相手方が所持するCT、レントゲン、血液エコー、カテーテル、心臓エコーの各画像及び動画の電磁的記録が保存された記録媒体が相手方から申立人らへ任意に交付されたため、証拠保全の申立てを取り下げる。

#### 第4 相手方の指示説明

- 1 検証の目的物となっている物件で、当病院が所持するものは、次のとおりであるから提示する。

なお、(6)ないし(12)については電磁的記録の形で所持しているもの（以下「電子カルテ」という。）である。

- (1) 内視鏡検査申込書等（A4バインダー1冊98枚綴り（分界紙を含む。））
- (2) 交差適合試験結果（検査日2010年9月12日）等44枚（(1)のバインダーのポケットに入っていたもの。）
- (3) (1)のバインダーにはさまれていたものとして、
  - ①今回履歴等3枚
  - ②CPR記録用紙6枚
  - ③注射指示票及び注射指示書63枚（A4クリアファイルに入れられたもの）
- (4) CCU記録用紙20枚
- (5) 生理機能検査25枚綴り
- (6) 診察記事223枚

印刷条件の「診療科」を「全科」に、「日付」を「平成22年8月24日から同年9月12日まで」に設定し、プリントアウトしたものである。印刷対象を「全科」としているため、医師の診療録と看護記録が印刷される。なお、一旦電子カルテに入力されたデータが後に修正された場合も、修正前のデータが残ることになり、プリントアウトされた書面中、文字上に一本線が引かれている部分は、

修正前のデータが表示されているものである。

(7) 検査結果報告書及び緊急報告書129枚

検査日時、対象の一覧は、ハードコピーによりプリントアウトした検査結果サマリー一覧（海老原鐵夫）画面のとおりである。

(8) 心エコー図検査及び心電図26枚

心エコー及び心電図検査の一覧は、ハードコピーによりプリントアウトした画面のとおりである。

(9) CORONARY REPORT 3枚

相手方から申立人らへ任意で交付されたカテーテルの画像に関するものである。

(10) 「注射」の実績サマリ画面（平成22年8月24日から同月31日までのもの）

亡■■■■の電子カルテ中、「オーダエントリ」タブ中の「注射」のタブを選択し、さらに実績サマリ画面を表示したものである。

(11) 「病理」タブの画面及び細胞診検査報告書2枚

亡■■■■の電子カルテ中、「オーダエントリ」タブ中の「病理」のタブを選択し、表示された画面である。細胞診検査報告書は、病理検査の結果である。

(12) 全検査画面

亡■■■■の電子カルテ中、「オーダエントリ」タブ中の「画像」のタブを選択し、さらに全検査画面を表示したものである

(13) 事実経過報告書9枚

専従リスクマネージャー佐藤長典が作成し、病院長等に提出したものである。なお、平成22年9月11日以前の部分についての記載は、作成者がカルテ等の記載に基づいてまとめたものであり、同月12日の部分の記載は、同人が直接見聞したやりとりを記録したものである。

- 2 第5に記載の修正箇所については、誤記を修正したものである。電子カルテで正規の検査結果が確認可能である。
- 3 当院では本件に関して事故調査委員会を立ち上げておらず、事故調査委員会による報告書等は存在しない。

#### 第5 検証の結果


上記提示にかかる文書等の形状及び記載内容は、添付の複写紙のとおりである（分界紙等を除く。）。

ただし、上記第4第1項(1)中の「人工呼吸器指示書及び確認チェックシート」（点検日時8月26日17:00から8月29日9:00までのもの）には、修正液で塗りつぶされた箇所が10箇所あり、各修正の下の文字は次のとおりであった。

- (1) 点検時刻欄の修正箇所について、左から順に「22:30」, 「14:00」と読み、左から三番目の修正箇所は判読不能であった。
- (2) 設定条件欄中③F i O<sub>2</sub>の項目の修正箇所について、左から順に「0.45」, 「0.6」, 「0.5」と読めた。
- (3) 設定条件欄中⑥PEEP / CPAPの項目の修正箇所について、「3」と読めた。
- (4) サイン欄中指示者又は送り側の項目の修正箇所について、左から順に「岩井」, 「岩井」, 「大坂」と読めた。

また、上記第4第1項(4)中の「CCU記録用紙」（2010年8月27日のもの）には、検査結果欄のNa, K, Cl, Caの各項目が修正テープで修正されており、その下の文字は、Naは「140.2」, Kは「3.64」, Caは「1.07」とそれぞれ読み、Clは判読不能であった。

なお、電子カルテについては、電磁的記録を紙面にプリントアウトする形で検証を行い、同文書をもって検証の結果に代えた。

裁判所書記官 古川厚子 

(別紙)

### 検 証 物 目 録

亡■■■■■■ (昭和■■■年■■月■■日生, 平成22年9月12日死亡) の平成22年8月24日から同年9月12日までの診療に関して作成された下記物件

記

- 1 診療録 (問診票, 処方箋, 処置録, 診断書控えを含む。)
- 2 医師指示票・医師指示簿
- 3 看護記録
- 4 投薬記録
- 5 心電図モニター記録及び12誘導心電図
- 6 心筋核医学検査 (心筋ダメージ評価) 記録
- 7 レントゲン写真, 心エコー写真, CT検査, MRI検査, 造影等の諸検査の写真あるいは動画・検査結果票
- 8 血液検査その他各種検査記録
- 9 医師引継書, 医師当番表
- 10 病棟日誌
- 11 本件における経皮的冠動脈ステント留置術, 大動脈バルーンパンピング法の手術経過を録画したDVD
- 12 冠動脈造影検査及び本件における経皮的冠動脈ステント留置術, 大動脈バルーンパンピング法施行時の各記録 (看護師, 放射線技師, 医師の各記録及び検査中の循環動態のモニター記録等)
- 13 事故報告書
- 14 事故調査委員会による調査報告書
- 15 その他上記診療に関して作成された一切の書類及び電磁的記録 (更新履歴を含む。)

以 上